

為ソフトヲ予期シ之ニ對スル運動方法トシテ...

(一) 各組ハ絶対ニ評議員ノ指揮ニ従フコト

(二) 最高幹部ノミカ暴カ出(強制的ニ勅派後業員ノ

乗車ヲ阻止スル等ノ事)ヲ使用スルコト

(三) 會社ノ流言蜚語ニ對シテサレコト

(四) 時刻ハ確實ニ守ル

(五) 第一乃至第三ノ場所ニ必ラス集合スルコト

(六) 裏切者ハ爭議終結後嚴罰(一人五百圓ノ罰金ト

辭表提出ヲ意味ス)ニ處スルコト

(七) 退社後集合スル時ハ可成私服着用ノヲ

(右集會場所別紙(一)ヲ中合々且筆名ニテ)

勸業部ヲ府下世田ヶ谷町太子堂ニハ六

方今若林 三三 鈴木藤三郎方及今上馬五七一阿部

光平方ノ三箇所ニ設置シ今二十二日(土曜日)午

後二時三十分ノ交代ヲ約三時間繰延シ夕刻ノコト

ツレユアワレ時ノ運動名教ヲ減シ會社ヲ狼狽セ

シムヘク策謀ヲ進メシカ為ニ生スル沿道任意ノ

非難ヲ避テ同情ヲ得ヘク今十九日夜后叙演説會

ヲ開催シ尙内部ノ團結ヲ計ルヘク別紙(二)(三)ノア

チビラヲ頒布スル等着々之カ準備ヲ進メ愈々回

答當日ニ至ルマヤ午後二時三十分交代出勤者約三

十名夜客集會所ニ集合シ今夕ノ緊急會議ニ移ル

ルキ狀況ニ至至リタルカ后叙演説會ノ進行ヲ諒

トシ一先其ノ策動ヲ中止シ一時間以内遅刻者三